

磯島小学校いじめ防止基本方針

【いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項】

1. いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条において、「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と、示されている。

本校では、それぞれの行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた子どもの立場に立って行うものとする。

一方、好意から行った行為が意図せずに相手側の子どもに心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐにその行為を行った子どもが謝罪し、教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができている場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応を行う。ただし、「いじめ」であるため、学校の「いじめ防止対策委員会」への情報共有は行う。

2. いじめの防止等のための基本的な考え方

子どもは人と人とのかかわりの中で成長し、自分や他者の長所を発見しながら自己実現していくものである。

それには、子どもが温かい人間関係の中で安心して生活していることが絶対条件であり、ひとたび子どもの生活の場に他者を排除するような雰囲気形成されると、そこは子どもの居場所としての機能を失ってしまい、いじめを発生させる要因となり、子どもが健やかに成長することへの弊害になりかねない。

そのことを念頭に置き、いじめ防止等のための基本となる考え方を以下に示す。

以上を踏まえたいじめの防止等のための基本となる考え方を示す。

- 誰もが、いじめはどの子どもにも、どの集団においても起こりうる重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であることを認識しなければならない。
- 学校は、家庭・地域・関係機関と連携し、いじめのない学校づくりに取り組む。また、すべての子どもたちを対象に、子どもたちが自発的・主体的に自らを発達させていくことを尊重し、個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるように働きかけなければならない。（発達支持的生徒指導）。日頃から子どもたちへの挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話を行い、授業や行事等を通した個と集団への働きかけが重要。
- 保護者は子どもがいじめを行うことのないように、規範意識を養うための指導等に努める。
- 子どもは、自分が大切な存在であることを自覚するとともに、決していじめをしてはならないことを認識しなければならない。そして、自らを含めたすべての人が安心して豊かに生活できる社会や集団の形成に努めなければならない。
- 子どもは、他者に対しては思いやりの心を持って接し、自らを含めたすべての人が安心して豊かに生活できる社会や集団の形成に努めなければならない。

- いじめのない社会を実現するために、市・学校・家庭・地域は、それぞれの立場から、主体的かつ連携して取組を進めなければならない。

以上のような取り組みに加え、教員だけではなくスクールカウンセラー等の協力も得ながら、共生社会の一員となるための市民性教育・人権教育等の推進などの日常的な教育活動を通して、全ての子どもたちの発達を支える働きかけを行う。

3. いじめの未然防止に向けた役割

(1) 学校の役割

- 子どもたちが安心して学び、豊かな生活を送ることができる学校づくりに努める。
- 子どもが主体となって、いじめのない人間関係を形成できるよう、指導・支援する。
- 子どもたちの背景は多様であり、その子どもを取り巻く学校生活全般において、必要な配慮が受けられるよう、就学前施設からの引継事項も含め、これら多様な背景の情報を学校全体で共有し、日ごろから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を活用した適切なアセスメントに基づく支援プランの作成と実行を行う。
- いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめの早期発見に努める。
- いじめが発生した際には早期に解決できるよう、教育委員会、家庭、地域、関係機関と連携し、迅速に対応する。
- 校長のリーダーシップのもと、教職員一人ひとりの人権意識を高め、「SOSのキャッチの仕方」や「事案の見立て」、「対処法」などのいじめや体罰の未然防止及び早期発見に向けた研修や子どもたちと家庭との信頼関係を構築するための体制の整備に組織的に取り組む。

(2) 子どもの役割

- 周囲にいじめがあると思われるときには、いじめを受けたと思われる子どもやいじめを行ったと思われる子どもに声をかけるなどし、周囲の大人にも積極的に相談する。

(3) 保護者の役割

- 日頃から子どもの話をよく聞き、ささいな変化を見逃さないこと。
- 学校や地域等、子どもを見守っている人々との情報交換やコミュニケーションを図る。
- いじめの悩みを聞いたり、発見したり、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関に相談または通報する。

(4) 地域・関係機関の役割

- いじめの兆候を感じるときには関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報提供するとともに、連携していじめの未然防止に努めること。
- 子どもたちの健全育成に関わる諸機関はその役割を認識し、子どもが健やかに成長することを願い、相互に連携していじめの根絶に努める必要がある。

【いじめの防止等のための対策に関する事項】

1. 学校の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、国、府及び本市の基本方針を踏まえ、自校のいじめ防止等の取組についての基本的な方向、取組内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

「学校いじめ防止基本方針」には、いじめ防止等のための取組、早期発見・早期対応のあり方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等を定め、いじめの未然防止、早期発見、対処等の内容を盛り込む。また策定した「学校いじめ防止基本方針」は、その内容を各年度の開始時に子どもたちや保護者、関係機関等に周知するとともに、本校の教育計画やホームページに掲載するなど、広く周知を図る。策定にあたっては、子どもたちとともに、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、子どもたちの意見を取り入れるなど、いじめ防止等について子どもたちの主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。

(2) いじめの防止等の対策のための組織

学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行う組織として、複数の教職員より構成される「いじめ防止対策委員会」を設置する。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家の参画を求める。

「いじめ防止対策委員会」の役割は具体的には、

- 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施や具体的年間計画の作成の際に中核となる役割（いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めること）
- いじめの相談、通報の窓口としての役割（アンケート等の早期発見に関すること）
- いじめの疑いに関する情報や子どもたちの問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割（いじめ防止に関すること）
- いじめに関係のある子どもたちへの事実関係の聴き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割（いじめ事案の対応）

＜構成員＞○校長 ○教頭 ○教務主任 ○生徒指導主担者 ○養護教諭

○当該児童担任 ○必要に応じて関係機関等

＜開 催＞月一回程度の定例会を基本とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(3) いじめの防止等に関する取組の具体化に向けて

① いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの集団にも起こりうるということから、学校はいじめの未然防止に向けて、子どもたちが心の通じ合うコミュニケーション能力を身につけ、規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような「わかる授業づくり」や「つながる集団づくり」を行う。

また、学校は子どもたちが自らいじめを自分たちの問題としてとらえ、いじめを止めさせるための行動の重要性を理解できるよう努める。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることのない、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくるとともに、子どもたちが主体的に話し合う機会をつくることができるよう、児童会を中心とした計画的ないじめ予防のための取り組みを支援する。

さらに、教職員の言動が子どもたちを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることがないように、教職員一人ひとりが指導のあり方に学校全体で細心の注意を払う。

いじめ防止の取組について、児童・保護者に啓発する。特に、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように努める。

②早期発見

いじめは大人が気づきにくい時間帯や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が判断しにくい形で行われることが多いことを認識することが重要である。特に昨今は、携帯電話やスマートフォンの普及により、大人に見えにくい状況が進んでいる。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要と考えられる。

このため、学校は日頃から家庭連絡や必要に応じた懇談や家庭訪問等を通じて保護者を含め、子どもたちと家庭との信頼関係の構築等に努め、子どもたちが示す変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保ち、いじめの早期発見を徹底する観点から、「枚方市いじめ防止基本方針」や「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」にあるチェックシート等を活用し、情報を共有するなど具体的な取り組みを実施する。

あわせて、学校は相談窓口を明らかにするとともに、アンケート調査等を学期に1回以上実施し、その結果の分析や補充の聴き取りを行った上で教育委員会に報告することや教育相談の実施等により、子どもたちがいじめや体罰を訴えやすい体制を整え、子どもたち一人ひとりの実態把握に取り組む。アンケート結果や「ぼーちの心の可視化」、周りの子どもたちの様子などからは、いじめの有無を判断するだけでなく、子どもたちの学校生活への適応状況や、SOSを発信できないでいる子どもの困り感の把握に努める。

教職員は、子ども同士のトラブル事案として対処した場合であっても、その背景にはいじめの疑いがあるとの認識をもって、学校組織全体で情報共有ができるよう、いじめ防止対策委員会への報告を行う。

管理職は、その報告が適切になされているか、報告漏れはないかの確認を行い、OJTや定期的な点検を通じて教職員の対応力の向上を図るとともに、相談を受けた際の相談記録を作成・保管する。

③いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」で事案を協議し、対応の検討と役割分担をし、まずは、正確な実態把握を行う。また、いじめの正確な実態把握に向けては、専門家と情報を共有し、聞き取りにあたっての注意点について助言を受けるとともに、いじめを受けた子どもの心のケアやいじめを行った子どもの成長支援が適切に行えるよう、専門家の知見を活用する。

聞き取りにあたっての注意点としては、「まずは子どもの言い分を聴くことが大事」との認識のもと、聞き取りが指導にならないよう留意する、複数の教職員で対応する、複数の子どもたちへの聞き取りは個別にかつ可能であれば同時に行う、子どもたちの証言が相反するときは、他の子どもに裏付けの聞き取りを行うなどが考えられる。

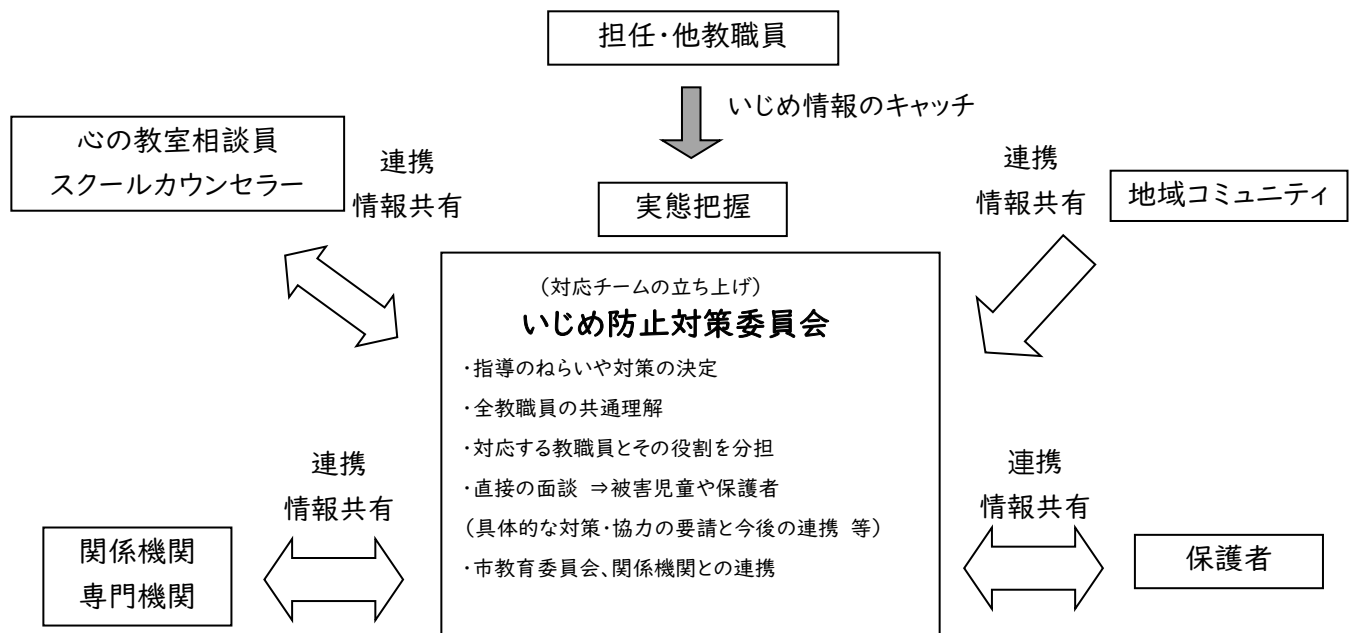
いじめを受けた子どもの安全を確保するとともに、状況や心情を聴き取り、子どもたちの状態に合わせた継続的な心のケアを行う。一方で、いじめを行った子どもに対しては、当該の子どもの人格の

成長のためにも、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導するとともに、状況や心情を聴き取り、内面に迫る指導を丁寧に行い、継続的に再発防止に向けた適切な指導及び支援を行う。

また、いじめを見ていた子どもたちに対しても、いじめを止める「仲裁者」や、誰かに知らせる「通報者」になるよう丁寧に指導する。はやしたてたり、おもしろがったりして見ている「観衆」や、見て見ぬふりをしていた「傍観者」であっても、自分の問題として捉えさせ、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

学校は、いじめは単に謝罪をもって安易に解消するものではないことを認識し、いじめが解消に至るまでいじめを受けた子どもの支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。いじめ防止対策委員会の会議録及び支援・指導の経過記録を作成・保管する。

これらの対応について、全教職員の共通理解、保護者の協力、教育委員会、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。



- ・当事者双方、周りの児童からの聞き取り
- ・個々の聞き取り
- ・教職員間の情報交流、情報共有
- ・正確に、全体像としての捉え
(誰が誰を、いつどこで、どんな内容でどんな被害か、
きっかけは、いつ頃からどれくらいの期間・・・等)
- ・継続的な指導、支援
(担任、授業担当者、クラブ・委員会担当者、
登校班担当者、心の教室相談員、スクールカウンセラー)
- ・誰もが大切にされる学校づくり

④いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

○いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間:少なくとも3か月を目安)

○いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該のいじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもについては、日常的に注意深く観察する必要がある。

(4) 年間計画

月	内容
通年	定例いじめ対策委員会(定例・臨時) いじめに関する情報収集、共有(随時) 情報講演会(各クラス2学期中に)
4月	校内研修「いじめ防止基本方針について」 学校生活のきまりの確認 学級懇談会・個人懇談で保護者と情報共有
5月	校内研修「いじめアンケートについて」
6月	校内研修「いじめの定義の確認」 学校生活アンケート①
7月	個人懇談で保護者と情報共有
8月	校内研修「いじめへの対応について」
9月	児童・保護者向け講演会「親子で学ぶいじめ防止教室」
10月	校内研修「いじめの未然防止に向けて」
11月	学校生活アンケート②
12月	個人懇談で保護者と情報共有 校内研修「SNSについて」
1月	

2月	学級・学年懇談で保護者と情報共有 学校生活アンケート③
3月	年間反省・次年度に向けて

2. 重大事態への対処

(1) 学校による調査

①調査を要する重大事態

いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受けた子どもの状況に着目して判断する。

例えば、次のようなケースが想定される。

- ・子どもが自殺を企図した場合
- ・身体に重大な被害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

同法第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」の「相当な期間」については、国の基本方針では不登校の定義をふまえて年間30日間を目安とするが、日数だけでなく子どもたちの状況等から判断する。

さらに、欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いことから、重大事態に至るよりも相当前の段階から教育委員会への報告相談を行い、情報を共有するとともに準備作業に取り組む。

また、子どもたちや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があった時には、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と捉えていたとしても、重大事態として対応していく。

②重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

③調査を行うための組織

本校が組織した「いじめ防止対策委員会」が調査を行う。その際は、教育委員会より派遣された指導主事等と十分な連携をとる。

④ 調査方針の説明等

学校が調査主体となった際は、①重大事態調査の目的、②調査主体（組織の構成、人選）、③調査時期・期間、④調査事項、⑤調査方法、⑥調査結果の提供、⑦調査結果は原則公表であること等について、調査を開始する前にいじめを受けた子ども及びその保護者に丁寧に説明する。

また、いじめを行った子ども及びその保護者にも上記①～⑥の調査方針の説明を行う。

⑤事実関係を明確にするための調査

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や子どもたちの人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生の防止を図る。

ア) いじめを受けた子どもたちからの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた子どもたちからの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた子どもたちから十分に聴き取るとともに、在籍する子どもたちや教職員に対する質問調査や聴き取り調査等を行う。その際、いじめを受けた子どもたちや情報を提供してくれた子どもたちの安全を確保することを最優先として調査を実施する。

次に、調査による事実関係の確認とともに、いじめた子どもたちへの指導を行い、いじめ行為をやめさせる。

また、いじめを受けた子どもたちに対しては、状況や心情を聴き取り、いじめを受けた子どもたちの状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰に向けた支援や学習支援等をしていく。

これらの調査にあたっては、「枚方市生徒指導マニュアル（いじめ防止編）」を参考にしつつ、事案の重大性をふまえて、教育委員会、関係機関ともより適切に連携し、対応にあたる。

イ) いじめを受けた子どもたちからの聴き取りが不可能な場合

いじめを受けた子どもたちからの聴き取りが不可能な場合は、当該の子どもたちの保護者の要望・意見を十分に聴き取るとともに、思いを重く受け止め、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

調査方法としては、在籍する子どもたちや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。

⑥調査結果の提供および報告

ア) いじめを受けた子どもたちおよびその保護者への情報提供

いじめを受けた子どもたちやその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた子どもたちやその保護者に対して説明する。その際、市長への調査結果の報告にあたり、いじめを受けた子ども及びその保護者は調査結果に係る所見をまとめた文書を添えることができる旨、予め説明する。

これらの情報の提供にあたっては、他の子どもたちのプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠らないようにする。

イ) いじめを行った子ども及びその保護者への情報提供

いじめを受けた子ども及びその保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った子ども及びその保護者に対していじめの事実関係について説明する。

ウ) 調査結果の報告

調査結果については、いじめを受けた子ども又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた子ども又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、速やかに、教育委員会に報告する。

⑦調査結果の公表

調査結果については、公表することを原則とし、学校として、事案の内容や重大性、いじめを受けた子ども及びその保護者の意向、公表した場合の子どもたちへの影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容をいじめを受けた子ども及びその保護者と確認する。

また、報道機関等の外部に公表する場合は、他の子どもたち又は保護者に対して、可能な限り、事前に調査結果を報告する。

相談窓口

枚方市立磯島小学校 電話番号 050-7102-9100

枚方市子どもの笑顔守るコール(いじめ専用ホットライン) 電話番号 072-809-7867

・いじめに悩んでいる子どもたち、および保護者が対象の電話相談

平日(月曜～金曜日)午前9時～午後5時

※祝日および年末年始(12月29日～1月3日)は除く。

まるっと子どもセンター 電話番号 050-7102-3220

・親子関係、子育て、友達のことなど、18歳未満のお子さんについてのさまざまな相談

月曜日から金曜日(祝日を除く)9時から午後5時30分

大阪府中央子ども家庭センター 電話番号 072-828-0161

・子どもに関するあらゆる問題について、家庭やその他からの相談

午前9時から午後5時45分まで(土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く)

大阪府すこやか教育相談24 電話番号 0120-0-78310

・すこやか教育相談

24時間対応